

川崎市公告第1283号

川崎都市計画生産緑地地区の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和7年9月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

川崎市

中原区

井田杉山町、上小田中6丁目及び下小田中6丁目地内

高津区

梶ヶ谷4丁目、久末、上作延1丁目、下作延5丁目、末長1丁目、千年及び北野

川地内

宮前区

有馬1丁目、有馬4丁目、小台1丁目、菅生5丁目、平5丁目、野川本町2丁目、
南野川2丁目、初山1丁目、初山2丁目、東有馬2丁目、東有馬4丁目、東有馬
5丁目、土橋1丁目及び土橋3丁目地内

多摩区

宿河原5丁目、宿河原6丁目、菅仙谷3丁目、菅馬場2丁目、登戸、南生田2
丁目、生田2丁目及び長沢4丁目地内

麻生区

王禅寺西7丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺東5丁目、岡上3丁目、黒川、上麻
生6丁目及び栗木台1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

川崎市経済労働局都市農業振興センター（高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷
ビル2階）

4 縦覧期間

令和7年9月3日（水）から令和7年9月17日（水）まで